



平成 17 年 12 月 20 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部: 8628)
問合せ先: 社長室長 三根 公博
TEL: 03 (5216) 0818

トマト銀行と松井証券における 「銀行窓口での証券口座開設申込書受付」に関する業務提携について

松井証券は、株式会社トマト銀行（本店：岡山県岡山市、社長 吉田 忠明 以下トマト銀行）と銀行窓口での「証券口座開設申込書」の受付に関して業務提携し、下記のとおり、トマト銀行の営業店窓口で松井証券の「口座開設申込書」の受付サービスを行うことを決定いたしました。

今回の提携により、オンライン専門証券の松井証券とお取引を始めるお客さまが口座開設する際に、これまでのインターネットを通じた口座開設申込みだけでなく、トマト銀行の店舗を利用した対面チャネルでの口座開設もご利用いただけることになり、証券口座開設の受付窓口が大きく拡大いたします。そのため、株式投資ニーズのあるお客さまにとっては、これまで以上にサービス・利便性が向上するものと考えております。

記

1. サービスの内容

平成 17 年 12 月 26 日（月）より、トマト銀行は、同行の営業店窓口において、松井証券の証券取引口座開設申込書の受付を行います。

トマト銀行は、今回の提携により、近くに証券会社の店舗がないお客さまや株式投資を始めたお客さまなどに対して、普段使い慣れた営業店窓口で証券口座の開設のお申込みができる利便性を提供いたします。これにより、さまざまなお客さまのニーズにお応えできるほか、新たな収益機会の獲得につなげることが可能となります。また、松井証券にとっては、インターネット専門証券会社でありながら、特に岡山県に強固な基盤を持つトマト銀行の店舗網を活用することで、新たな個人投資家層の獲得が見込めます。

2. 業務提携の内容

トマト銀行は、松井証券から以下のとおり証券口座開設に関わる書類の受付事務を受託します。なお、本件業務提携は、証券仲介業に該当するものではなく、銀行の証券取引法および銀行法（注）の枠内で実施いたします。

- (1) 営業店窓口での「証券口座開設書類」の備え置き
- (2) 営業店窓口での「証券口座開設書類」の受付
- (3) ポスター、チラシの掲示、設置等
- (4) 口座開設書類の松井証券への送付

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに

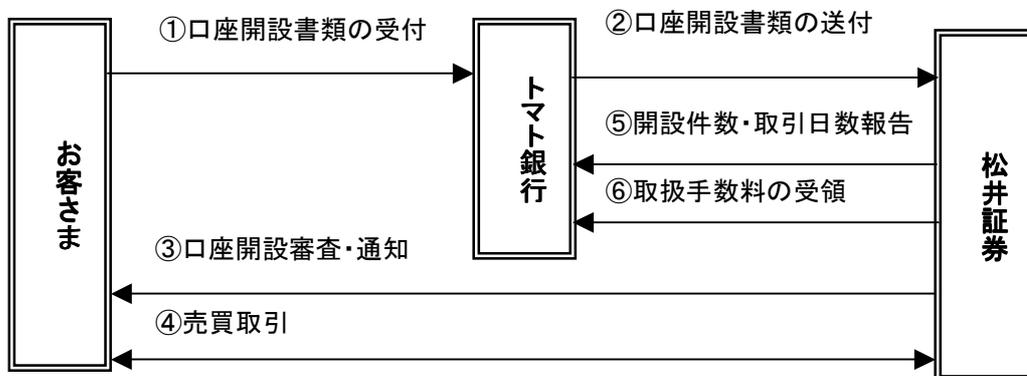


松井証券では、トマト銀行から受取った口座開設書類の審査と本人確認を行った後、申込みをされたお客さまに対し口座開設完了のご連絡をいたします。

(注) 証券取引法第 65 条第 1 項では、銀行が証券業を行うことを禁止しておりますが、今回の業務提携は証券取引の勧誘行為や媒介を行うものではありませんので、証券仲介業に該当しません。

銀行法第 10 条第 2 項では、銀行が「**その他銀行業に付随する業務**」を行うことができる旨規定しており、付随業務には「**勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に紹介する業務**」も含む(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)とされております。なお、トマト銀行では、同行がお客さまに勧誘行為を行っていないことを確認するため、口座開設申込み時にお客さまから「**口座開設について勧誘行為を受けていない**」旨の書面を提出していただきます。

3. 業務提携の概要図



(注) 個人情報の取扱

松井証券は、お客さまが行った有価証券の取引に関する情報を一切開示いたしません。ただし、取扱手数料の計算や分析のために、支店ごとの口座開設件数と取引日数の報告を行います。この場合も、個人情報保護法の問題を考慮して、特定の個人を識別できないよう十分な配慮をいたします。

以上